

高知県社会福祉法人等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が実施する次の各号に掲げる指導監査、助言及び技術的助言（以下、「指導監査等」という。）について必要な事項を定める。

- (1) 社会福祉法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）に対する社会福祉法の規定に基づく指導監査
- (2) 社会福祉施設を経営する公益法人に対する「知事の主管に属する公益法人の設立の許可及び監督に関する規則」（昭和42年3月22日規則第13号）の規定に基づく指導監査
- (3) 社会福祉施設に対する社会福祉各法の規定に基づく指導監査
- (4) 市町村（中核市を除く。）に対する老人ホームの入所措置に関する老人福祉法の規定に基づく助言、身体障害者施設の入所措置に関する身体障害者福祉法の規定に基づく助言、児童福祉及び知的障害者福祉の措置並びに保育の実施に関する地方自治法の規定に基づく技術的助言

(基本理念)

第2条 指導監査等は、関係する法令等に照らし、前条第1号、第2号に掲げる社会福祉法人、公益法人（以下「法人」という。）及び前条第3号に掲げる社会福祉施設（以下「施設」という。）の運営等の全般にわたって適正な内容を確保させるとともに、適正な入所措置等の確保を図り、もって、福祉サービスの利用者の利益に寄与するものとする。

(実施体制)

第3条 指導監査等は、福祉指導課と高齢者福祉課、障害福祉課、こども課及び幼保支援課（以下「関係事業課」という。）の職員の有機的な連携の下、原則として当該職員2名以上で実施する。

- 2 前項の規定にかかわらず、県福祉保健所が所掌する指導監査等については、県福祉保健所の職員2名以上で実施する。

(指導監査項目)

第4条 第1条第1号から第3号までに掲げる指導監査（以下、「法人等指導監査」という。）の事項は、次のとおりとする。

- (1) 組織運営
- (2) 資産管理
- (3) 会計管理
- (4) 施設運営管理
- (5) 入所者等処遇
- (6) その他必要事項

2 第1条第4号に掲げる助言及び技術的助言（以下、「市町村助言」という。）の事項は、次のとおりとする。

- (1) 実施体制の確保
- (2) 適正な入所措置等の確保

(法人等指導監査の種類等)

第5条 法人等指導監査は、一般監査及び特別監査とする。

- 2 前項の一般監査は、毎年度当初に策定する監査実施計画に基づき、年1回実施する。
- 3 第1項の特別監査は、次の各号に掲げる場合に該当する法人及び施設等に対し、必要に応じて随時実施するものとする。
 - (1) 監査指示事項を改善する姿勢が認められない場合
 - (2) 法令等に抵触し、法人及び施設の運営に著しい支障を及ぼしていると認められる場合
 - (3) 理事長、施設長等が、法人及び施設の運営に著しい支障を及ぼしていると認められる場合
 - (4) 会計経理又は財産管理に著しい不正が認められる場合
 - (5) 施設の職員等の処遇が、労働関係法令等に違反して著しく劣悪であり、社会福祉施設等の運営に支障を及ぼすと認められる場合
 - (6) 施設の入所者等の処遇が著しく劣悪と認められる場合
 - (7) 前各号に定めるもののほか、法人及び施設の運営に著しい不備があり、社会福祉事業に対する信頼を傷つけると認められる場合
- 4 前項に定めるもののほか、指導監査等の結果通知により、指示した事項の改善状況を確認するため、必要に応じ特別監査として確認監査を実施する。

(指導監査等の実施方法)

第6条 前条第1項の一般監査は、実地監査又は書面監査により実施する。一般監査は、運営に問題のない法人並びに入所者等の処遇及び運営に問題のない施設については、実地監査を2年に1回とすることができる。

ただし、公益法人については、別に定めることができる。

法人及び施設の実地監査を行なわない年にあつては書面監査を行なうこととする。

なお、法人が、公認会計士、税理士等による外部監査を活用した場合において、その結果等に基づき、特に運営に問題が認められないときは、実地監査を行なったものとみなす。

ただし、当該取扱いは、続けては行なわれないこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人については、法人設立及び施設が開設された年度に、また、施設については、原則として施設が開設された年度に実地監査を実施する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、児童福祉施設については、毎年、実地指導を実施する。ただし、保育所の実地監査については、別に定めることができる。

(市町村助言)

第7条 市町村助言は、必要に応じて実施する。ただし、保育の実施に関するものは、年1回とする。

(指導監査方針及び指導監査実施計画の策定)

第8条 指導監査方針及び指導監査実施計画の策定に当たっては、国の指導監査方針及び過去の指導監査等の結果を勘案するとともに、関係事業課と協議して、効果的な指導監査等が実施できるよう努めるものとする。

- 2 前項の協議は、福祉指導課の職員並びに関係事業課の兼務班長またはチーフ及び課

長補佐を構成メンバーとする「指導監査連絡調整会議」により行うものとする。

- 3 中核市である高知市とは、法人及び施設に係る情報交換を図り、県市の連携を保持するように努めるものとする。

(指導監査等の実施通知)

第9条 指導監査等の実施に当たっては、当該法人、施設及び市町村に対し、指導監査職員の氏名、指導監査期日その他必要な事項を指導監査等実施日の3週間前までに通知するものとする。ただし、正当な理由がある場合は、この限りではない。

(指導監査等の実施上の留意点)

第10条 指導監査職員は、過去の指導監査等の結果から、事前に問題点について十分調査・検討し、実効性のある指導監査等の実施に努めなければならない。

- 2 指導監査職員は、指導監査等に当たっては、関係者の理解と自発的な協力が得られるよう配慮し、公正な態度で臨まなければならない。

(指導監査等の結果の講評)

第11条 指導監査職員は、指導監査等終了後、法人及び施設の責任者及び関係者の出席を求め、改善が必要な事項について十分な理解が得ることのできるように講評するものとする。

(指導監査等の復命)

第12条 指導監査職員は、指導監査等の終了後遅滞なく復命書を作成して、復命しなければならない。

(指導監査等の結果通知等)

第13条 指導監査等の結果、是正・改善を求める必要のある事項については、速やかに関係事業課と合議の上、具体的な是正改善方法を記載し、かつ、報告の期限を付した指導監査等の結果通知書により当該改善状況の報告を求めるものとする。

- 2 指導監査等の結果、著しい不正や改善指示の無視等があり、関係法令等に基づき、改善命令等是正措置を講じる必要がある場合は、関係事業課と協議するものとする。

(監査結果の公表)

第14条 第3条第1項の規定により実施した社会福祉法人及び保育所を除く施設（以下「公表対象施設」という。）の概況並びに社会福祉法人と公表対象施設に対する指導監査等の結果通知及び当該改善状況報告の内容については、原則として公表する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、指導監査等に必要な事項は、福祉指導課長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年7月28日から施行する。

2 高知県社会福祉法人等指導監査実施要綱（平成15年4月1日施行）は廃止する。